補助金調書

補助金名	国際スポーツ補助金（開催、出場）				担当課（連絡先）	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課（TEL 711-4657 ）
交 付 先	団体および個人	大会主催者、引率責任者等			区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	（公募の場合）公募時期	通年			
（公募の場合）応募要件	○ （公財）日本スポーツ協会、（公財）福岡県スポーツ協会又は（公財）福岡市スポーツ協会に加盟する競技団体及びその加盟団体等 ○ 本市内に住所を有する者であって、小学校、中学校の児童及び生徒。または、本市内の小学校、中学校に通学する児童及び生徒					
（非公募の場合）非公募の理由						
補助開始年度	昭和39	年度	経過年数	62	年度	
補助金の目的及び補助対象事業	国際スポーツ大会の開催および出場に要する経費の一部を補助し、もってスポーツの振興及び国際親善を図ることを目的とする。 本市内のアマチュアスポーツ団体が行う国際スポーツ交流大会の開催、または、（公財）日本スポーツ協会に加盟する団体が派遣を決定する、国外で開催される国際スポーツ大会への出場に対して補助金を交付する。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	本補助金により、開催・出場支援を行うことで、スポーツ大会の開催やスポーツ大会への出場が促進され、市民スポーツの機会が増加することが期待される。 また、国際大会に出場する児童・生徒を奨励するとともに、国際スポーツ大会の開催や国際スポーツ大会への出場を促進する上で、支出方法としては補助金が適正かつ効果的であることから、終期を延長するもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 （国際スポーツ大会開催） ・「補助対象経費」は、補助事業の実施に要する経費。ただし、主催者構成員に支払う人件費、団体の経常的な運営経費、有料プログラム作成にかかわる経費、大会開催にかかわる賞金、航空機及び新幹線の特別料金、食料費（事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で可）、その他市長が適当でないと認めるものを除く。 ・「補助金額」は、予算の範囲内において、大会規模と補助対象経費の区分に応じて予め定められた額を限度に市長が決定する。 （国際スポーツ大会出場） ・「補助対象経費」は、補助対象事業の実施に要する経費。ただし、食料費、航空機及び新幹線の特別料金、その他市長が適当でないと認めるものを除く。 ・「補助金額」は、一人当たりの補助金額20,000円の範囲内で市長が決定し交付する。					
（間接補助の場合）間接補助とする理由及び再交付先への配分基準，審査基準	【間接補助の理由，再交付の配分基準・審査基準】					

交付状況等【上段：交付件数】【下段：決算】（※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	4 件	5 件	0 件
	560 千円	180 千円	160 千円	0 千円

前年度補助事業の主な実施概要	○ 福岡市中学生ロサンゼルス日系4世バスケットボール交流大会 ○ シンガポール、釜山、上海、福岡、親善ヨット大会 など
補助金交付による効果	開催経費の一部を負担することにより、事業内容の充実が図られる。 出場経費の一部を負担することにより、出場選手を奨励するとともに、出場者の経済的負担を軽減する。

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。